

第 14 回自治体・地域づくりセミナーin 浅虫温泉

今年の第 14 回自治体・地域づくりセミナーは、以下のような内容で行うことになりました。

日時：2014 年 9 月 13 日（土）～14 日（日）午前中。

場所：青森市浅虫温泉「辰巳館」。

【第一日目】 9 月 13 日 14 時開会。

◎基調講演 14 時～15 時 30 分。

「丈夫で長持ちの地域経済をつくる—地域圏切捨ての『安倍戦略』転換を—」。

講師 中嶋 信氏。

◎シンポジウム 「青森県政の現状を考える」Part1

16 時～17 時。

コーディネーター 神田 健策氏（青森自治研理事長）

シンポジスト 奥村 榮（青森県の財政）

〃 一戸 義則（〃 教育）

〃 鳴海 清彦（〃 農業）

〃 小池 中（〃 医療・社会保障）

〃 谷崎 嘉治（核燃と再生エネルギー）

【第二日目】 9 月 14 日 9 時～11 時 30 分

◎シンポジウム「青森県政の現状を考える」Part2。

函館市が提訴

大間原発の建設中止を求めて—自治体が起こした原発訴訟は全国で初めて—

今年の 4 月 3 日、函館市は大間原発の建設中止を求めて東京地裁に、国と電源開発を被告として提訴しました。

函館市議会も全面的に市の提訴を支援しています。訴状では、

【請求の趣旨】として

1. 経済産業大臣が、被告電源開発株式会社に対して、平成 24 年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 23 日付けでなした、大間原子力発電所原子炉設置の許可処分は無効であることを確認する。

2. (1)主位的請求

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所について、その建設の停止を命ぜよ。

(2)予備的請求

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所の設

置について、原告が同意するまでの間、その建設の停止を命ぜよ。

3. 被告電源開発株式会社は、青森県下北郡大間町において、平成 20 年 4 月 23 日付け原子炉設置許可に係る大間原子力発電所を建設し、運転してはならない。

4. 訴訟費用は、被告らの負担とする。との判決を求める。

【請求の原因】(大要)

・旧安全基準によって引き起こされた福島第一原発の事故は、基準自体が不合理で、その基準で大間原発も許可されており、それを国が認めたことは違法と判断し、国には建設の停止を命ずるよう求め、被告電源開発株式会社には、建設し、運転してはならないことを求めています。

本件訴訟の法的根拠

自然人と同様、自治体にも本件訴訟における「法律上の利益」が認められ、原告適格を有する。

・事故時には、原子炉施設の近くの者ほど直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、これは自然人だけではな

く法人や地方公共団体にも等しくあてはまる。

・函館市は、大間原発から 23 キロメートルの範囲内の地域に位置している。

・防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、福島第一原発事故を受けて、30 キロメートルに拡大された。

・本件原子炉は世界で初めて 100%MOX 燃料を装荷する商業炉であり、炉心内において半減期 24,000 年という極めて強い毒性を持つプルトニウムが用いられる。

・かかる事実を照らすと、原告は、本件原子炉の設置許可の際に行われる平成 24 年改正前の原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号所定の技術的能力の有無及び 4 号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により、直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内の地方公共団体というべきである。

・したがって、原告は、本件設置許可処分の無効確認請求において、行政事件訴訟法 36 条所定の「法律上の利益を有する者」に

該当することは明らかである。

※「法律上の利益を有する者」とは。

「本条(行政事件訴訟法 36 条)にいう『法律上の利益を有する者』の意義は、取消訴訟の原告適格の場合と同様に、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解するのが相当である。」

(もんじゅ訴訟での最高裁判決平成 4 年 9 月 22 日)

大間原発の設置許可は無効である。

・大間原発の設置許可申請において用いられた安全設計審査指針類は、福島第一原発事故の発生を防ぐことができなかったものであり、その不合理性が明らかになった。

・現在の科学技術水準に照らし、大間原発の設置許可の調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、大間原発の設置を許可した経産大臣の判断がこれに依拠されたことが明らかであるから経産大臣の判断に不

総会で選出された 2014 年度新役員は以下のとおりです。

(敬称略)

理事長	神田 健策	
副理事長	木村 繁高	自治労連
事務局長	三上 正悟	
理事	奥村 榮	県労連
	櫛部 孝行	むつ生健会
	佐藤 倖造	中弘南黒地区労連
	諏訪 益一	県議会議員
	寅谷 正	高教組
	鳴海 進	青森県公務共闘
	松田 勝	八戸市議会議員
	山中 孝弘	自治労連
	吉田 好男	青森県商工団体連合会
監事	阿部 喜美子	新婦人青森県本部
	田中 清治	県労連

理事長のあいさつに続いて、事務局長が一括報告提案をしました。特徴的な取り組みとしては、3.11後、これまでセミナーや学習運動でも一貫して原発問題を取り組んだこと。自治労連とともに葛巻町へ自然エネルギーの視察に行ったことなどが報告されました。

決算及び予算については、会費の納入率が悪く、50%を割っていること、このままでは運動に大きな支障が出ることなどが指摘されました。

質疑・討論に入って。

奥村氏、櫛部氏、佐藤（倅）氏、立柳氏、今氏、高橋（保）氏がそれぞれ発言しました。

発言の中身としては、貧困化問題。憲法をどう生かしていくか。学者との連携を強めていく必要性の問題。地域で起きている問題を重視する問題。地域の貧困と原発マネーの問題。年に一回のセミナーに参加するだけではなくて、地域で具体的な問題の取組みを進める必要性の問題などでした。

その後採決が行われ、活動報告、課題の提案、決算、会計監査報告、予算、役員改選が拍手で採択されました。

最後に神田新理事長が閉会あいさつをしました。



合理的な点があるものとして、大間原発の原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

・安全設計審査指針類の不備、欠陥は深刻であるところ、これによって大量の放射性物質が環境に放散されるような事態の発生を招きかねないものであり、その違法は重大であるから、当該処分は無効である。

建設差止請求の根拠となる権利について。

地方自治体の存立を維持する権利（地方自治権）に基づく差止請求。

地方公共団体も、その存立自体が危険にさらされ、地方自治が根本的に破壊される事態に対しては、憲法上保障された地方自治の本旨に基づく地方自治権すなわち地方自治体の存立を求める権利に基づき、その侵害の排除又は予防のために、当該侵害行為の差止めを求めることができるというべきである。

大間原発建設により原告の権利が侵害される具体的危険性。

（1）原告の地方自治権の侵

害。

・被告電源開発が、本件原発を建設し運転するならば、後述のとおり深刻な重大事故が発生する蓋然性が高く、原告はこの重大事故によりその存在を根底から覆す壊滅的被害を受ける具体的危険にさらされている。ゆえに、地方自治権に基づき本件原発の建設差止めを求めるものである。

（2）原告の所有権の侵害。

・被告電源開発が、本件原発を建設し運転するならば、後述のとおり深刻な重大事故が発生する蓋然性が高く、これにより原告は、市有地・市庁舎等をはじめとする不動産等の使用を禁止される具体的危険にさらされている。ゆえに、所有権に基づき本件原発の建設差止めを求めるものである。

大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市の損害

第1 函館市と大間原発との位置関係

・人口約27万5千人を抱える函館市は、大間原発からほぼ真北に位置し、遮蔽物のない津軽海峡を隔てて大間町と対面している。

2014年8月1日 第79号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

第14回定期総会開かれる。

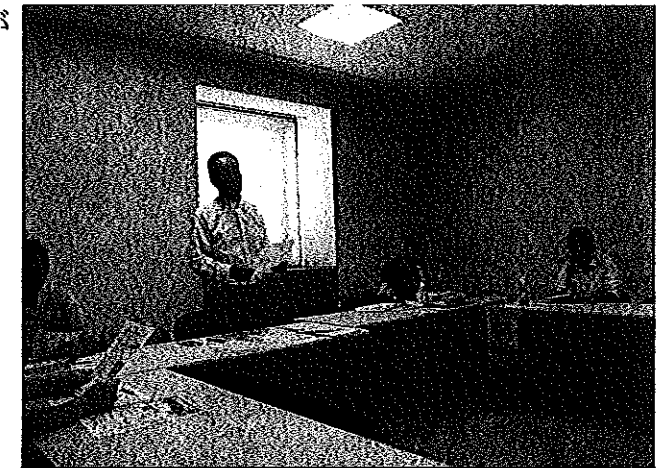
2014年7月5日（土）午後1時から、アウガ小会議室で第14回定期総会が開かれました。出席者は14名でした。

はじめに理事長あいさつの後、恒例の1時間学習に代えて

①木村理事長が、自治労連が取り組んだ「2014 憲法キャラバン」の取組みについて。

②神田副理事長が、6月14日の青森県弁護士会主催の、核燃問題についての討論会においてパネラーとして報告した内容の要旨について。

それぞれ報告しました。



あいさつする木村理事長

その後、自治労連の高橋保文氏を議長に選出し、以下進行しました。

最後に結論としては次のように述べています。

大間原発で過酷事故が発生した場合、函館市の地方自治体としての機能は、著しく損なわれることとなり、函館市は壊滅状態となる。

大間原発の設置許可は無効であり、国は電源開発に対し、(函館市が同意するまでの間)大間原発の建設の停止を命じなければならぬ。また、原告函館市は被告電源開発に対して自らの所有権と自治体としての存立を守り、函館市民の生命と安全を守るため、大間原発の建設停止の判決を求めるものである。

.....
会費の納入をお願いします。

振込用紙を送りますので、2014年度会費未納の方、及びそれ以前の未納の方はよろしくをお願いします。

年会費	
個人	3,000円
団体	10,000円

函館市の戸井地域は大間原発から北方僅か23キロメートルにあり、函館市街地までは直線距離で30キロ余である。

・日本の原発において、こうした遮蔽物のない位置関係で27万人余の人口を抱え、原発と向き合う都市は、函館市以外にない。

第2 大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市の被害。

1. 大間原発が抱える「市の灰」とその毒性の強さ

2. チェルノブイリ原発事故及び福島第一原発事故との比較。

3. 小出裕章氏による大間原発重大事故発生時のシミュレーション。

4. 住民の避難が極めて困難であること。

5. 原子力規制委員会は、避難計画も含めて立地審査すべきである。

6. 函館市の存立の危機。

第3 チェルノブイリ原発事故級又は福島第一原発事故級の過酷事故に至らなくても函館市の被害は甚大である。